



健康管理手帳（石綿）所持者に対する健康診断実施時期の弾力化 ～ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答～

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受けて、中国地方の各労働局（鳥取労働局を除く4労働局）における健康管理手帳（石綿）所持者に対する健康診断の実施時期について調査の上、行政苦情救済推進会議（座長：川内 焔^{かわうちつとむ} 広島修道大学法学部教授）の審議結果を踏まえ、平成25年11月6日、島根労働局に実施時期の見直しを検討するようあっせんを行いました（同日報道発表済み）。

このたび、島根労働局から、下記のとおり、利便性の向上を図る観点から健康診断の実施時期を拡大するなどの改善措置を講じることとした旨の回答がありました。

◆行政苦情救済推進会議

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

【1. 本件のきっかけとなった行政相談】

鳥取行政評価事務所が次の申出事案を受けて鳥取労働局にあっせんした結果、健康診断の実施時期が拡大されたことを踏まえ、当局が鳥取労働局を除く中国地方の4労働局を調査することとしたものである。

私は、健康管理手帳（石綿）を所持しており、年2回健康診断を受診している。この健康診断は、毎年1月から2月までと7月から8月までに指定された病院で受診するよう労働局から案内がある。

しかし、2月頃はインフルエンザが流行していることが多く不安であり、また、8月頃の暑い時期の受診も身体への負担も大きいので、健康診断の時期を拡大してほしい。

〔島根労働局の健康診断実施時期〕

島根労働局は、健康管理手帳（石綿）所持者に対する健康診断の実施時期を、1回目は8月、2回目は2月と、いずれも実施期間を特定の月の1か月間に限定している。

【2. 当局あっせん内容及び島根労働局からの回答要旨】

当局あっせん内容	あっせんに対する回答要旨
島根労働局は、健康診断を受診する健康管理手帳（石綿）所持者（以下「手帳所持者」という。）の利便の向上を図る観点から、委託医療機関の実情を踏まえた上で、その健康診断の実施時期の弾力化について検討する必要がある。	島根労働局は、手帳所持者に対する健康診断の実施時期について、手帳所持者の利便性の向上を図る観点から、委託医療機関の実情を踏まえて検討した結果、4委託医療機関について、次のとおり措置を講じることとした。 ① 健康診断の実施期間を拡大する委託医療機関（2機関） 2委託医療機関については、従来8月及び2月の各1か月間に健康診断を実施していたところ、今後はそれぞれ2か月ないし3か月の期間に拡大して実施することとし、平成25年12月中を目途に必要な契約変更手続を行う。 ② 健康診断の実施期間中に受診できなかった手帳所持者に対して、可能な範囲で個別に日程調整を行う委託医療機関（1機関） 1委託医療機関については、健康診断の実施期間中に受診できなかった手帳所持者に対して、利便性を考慮して可能な範囲で個別に日程調整を行う。 ③ 健康診断の実施時期の弾力化を引き続き検討中の委託医療機関（1機関） 1委託医療機関については、今年度から始めた健康診断の実施状況、診療体制等を踏まえ、来年度以降に実施時期の弾力化への対応について引き続き検討を行う。